限定承認公告

本籍静岡県湖西市新居町浜名一二八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　疋田　かね

右被相続人は平成二十六年四月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年五月八日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

静岡県浜松市中区中央一丁目九の一七　ワイビル四階　渡辺昭法律事務所

相続財産管理人疋田大一郎

代理人弁護士　山本　晃久

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所福島県田村市船引町船引字川代一一八番地プロムナード二〇一　被相続人　亡　湖山一成こと　許　城太

右被相続人は平成二十六年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年四月三十日福島家庭裁判所郡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

愛知県名古屋市中村区並木二丁目六八番地　ファミリアーレ八田駅前一〇五号　限定承認者　湖山永都こと　許　永都

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000527/6u2h/

平成二十七年五月十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　ジーエイト新木場特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000289/2fc3/

平成二十七年五月十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　グローバル・アセット・フォー・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000290/dnp7/

平成二十七年五月十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　グローバル・アセット・ファイブ・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億五千万円（但し、A号優先出資については金七億三千九百五十万円、B号優先出資については金七億一千五十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000280/z91b/

平成二十七年五月十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　グローバル・アセット・セブン・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000282/nb8i/

平成二十七年五月十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　ジャパン・アセット・トゥエルブ・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億九千五百万円減少し金八億四千八百二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年六月十六日であり、社員総会の決議は平成二十七年五月十四日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月二十三日

掲載頁　五十三頁（号外第九十四号）

平成二十七年五月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

CapitaRetail NS特定目的会社

取締役　石田　泉

訂正公告

平成二十七年五月八日（号外第一〇三号）掲載のオン・セミコンダクター新潟株式会社に係る第五期決算公告（枠組）中、会社名「**オン・セミコンダクター新潟株式会社**」とあるは「**オン・セミコンダクター新潟株式会社**」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年五月十五日　扱　店

訂正公告

平成二十七年四月二十八日（号外第九十八号）掲載の国立研究開発法人建築研究所公告中、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第一〇三号）第二十条第三項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所の役員を任命したので、同条第四項の規定に基づき」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第一〇三号）第二十条第四項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所の役員を任命したので、同条第五項の規定に基づき」に訂正します。

平成二十七年五月十五日

茨城県つくば市立原一番地　国立研究開発法人建築研究所

理事長　坂本　雄三

取消公告

平成二十七年三月二十四日（号外第六十四号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）は取消します。

平成二十七年五月十五日

鹿児島市与次郎一丁目九番七号　康正産業株式会社

代表取締役　肥田木康正

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一〇	上	二	様式二十	様式第二十
平成二十七年四月十日（号外特第十四号）厚生労働省告示第二百四十四号（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示）（原稿誤り）				
五六	下	一	六繰入金	額並びに
平成二十六年七月二十五日（号外第百六十六号）公布国土交通省令第六十七号（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令）（原稿誤り）				
五六	下	一	六繰入金	額並びに
平成二十六年七月二十五日（号外第百六十六号）公布国土交通省令第六十七号（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令）（原稿誤り）				
九五	上	一三	〃	大臣が
〃	〃	一五	〃	大臣の
平成二十七年四月十五日正誤欄中（原稿誤り）				
三二	三	二（終りから）	一八行目と一七行目	一七行目と一六行目
〃	四	一九	〃	十八号。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十五日付第一〇八号九　二十五日付参会第九号七二

六ページ●同日付政府調達第八九号四八ページ●三月　ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月〔六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部〔一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）